

大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水素社会の実現に向けた燃料電池車両の普及及び水素利活用の促進を図るため、燃料電池自動車の購入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 燃料電池自動車

搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、車検証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。ただし、同法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車に該当するものを除く。

(2) リース契約

燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主が、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(3) リース事業者

リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車の貸付等を行う者をいう。

(4) 割賦販売

燃料電池自動車の所有者である売主が、当該燃料電池自動車の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで当該燃料電池自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車を販売することをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、別表1のとおりとする。

(補助対象自動車の要件)

第4条 この補助金の交付の対象となる燃料電池自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助対象経費及び補助額等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費や補助額については、別表3のとおりとする。

2 補助金の交付は一個人又は一法人等につき、1年度1台までとする。ただし、補助対象事業者がリース事業者の場合は、リース契約等を締結した一の個人又は法人等につき、1年度1台までとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(他の補助等との関係)

第6条 この補助金は、国、地方自治体その他団体による金銭の交付、融資その他の補助等を併せて受けることを妨げない。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の申請は、大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式)(リース事業者が申請する場合における別表1の1(3)ア又はイに掲げる者(以下この項において「使用者」という。)のものを含む。)
 - (2) 補助対象自動車の購入に係る請求書又は契約書の写し
 - (3) 補助対象自動車の代金の支払に係る領収書(割賦販売に場合にあつては、その契約に係る書面)の写し
 - (4) 補助対象自動車の車検証の写し
 - (5) 個人が申請する場合は住民票の写し(使用者のものを含み、申請の日から3月以内に発行されたものに限る。)
 - (6) 法人が申請する場合は登記事項証明書(現在事項全部証明書)(使用者のものを含み、申請の日から3月以内に発行されたものに限る。)
 - (7) 県税の完納証明書(使用者のものを含む。)
 - (8) 補助対象自動車に係るリース契約書の写し(リース事業者が申請する場合に限る。)
 - (9) 補助対象自動車に係る使用料の算定根拠を示す書類(リース事業者が申請する場合に限る。)
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定による申請(以下この条において「申請」という。)を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲に達した日又は予算の範囲を超える日をもって受付を停止することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請の受付を停止する日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請に係る補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受け付ける者を決定する。

(手続きの代行)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による申請等に係る事務を第三者に代行させることができる。

(交付の決定等)

- 第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが決定したときは、大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第3号様式)により、交付しないことを決定したときは大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

- 第10条 前条に規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助事業者の協力)

第11条 補助事業者は、知事から次の各号に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 補助対象自動車の使用状況等に関するアンケートの提出
- (2) その他知事が必要と認める事項

(処分等の制限)

- 第12条 補助事業者は、補助対象自動車を新規登録した日から4年を経過するまでの間は、知事の承認を受けないで、当該補助対象自動車の処分等（譲渡、交換、貸付け（リース事業者が行う場合を除く。）、廃棄、担保に供すること、使用の本拠が県内ではなくなること、その他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 知事は、前項に規定する事項の遵守状況を確認するため、補助金を交付した後の年度においても、補助事業者に対し当該補助対象自動車の車検証の写しの提出を求めることができる。
 - 3 補助事業者は、第1項の承認を受けようとするときは、あらかじめ大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金に係る財産処分等承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分等を承認することと決定したときは大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金に係る財産処分等承認通知書（第7号様式）により、処分等を承認しないことと決定したときは大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金に係る財産処分等不承認通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
 - 5 知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象自動車を処分する場合は、この限りでない。
 - 6 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.6.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。
 - 7 第1項の承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る処分等をしたときは、大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金に係る財産処分等報告書（第9号様式）に関係書類を添えて、知事にその旨を報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) この要綱及び知事の指示に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 補助事業者が、別表1の2に該当することが判明したとき。
 - (6) 前条第1項の承認を受けないで補助対象自動車を処分等したとき。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金に係る交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

- 第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金に係る変更届出書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- (1) 補助事業者の住所又は氏名（法人等にあつては、所在地、法人名又は代表者の氏名）

を変更したとき。

- (2) 補助対象自動車の使用者の住所又は氏名（法人等にあつては、所在地、法人名又は代表者の氏名）を変更したとき（リース契約等又は割賦販売の場合に限る）。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県燃料電池自動車購入支援事業費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象者
<p>1 以下に掲げる、いずれかに該当する者</p> <p>(1) 燃料電池自動車を購入し、自ら使用する個人であって、当該燃料電池自動車の新規登録（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。以下同じ。）をした時点において、県内に1年以上引き続き居住しており、かつ、県税を滞納していないもの</p> <p>(2) 燃料電池自動車を購入し、自ら使用する法人（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業者（以下「法人等」という。）であって、当該燃料電池自動車の新規登録をした時点において、県内に1年以上引き続き事業所を有しており、かつ、県税を滞納していないもの</p> <p>(3) 燃料電池自動車を購入し、4年以上の期間を定めたリース契約等（補助金の額に相当する額を減額して使用料が設定されたものに限る。）により次に掲げる者に使用させるリース事業者であって、県税を滞納していないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 当該使用に係る燃料電池自動車を新規登録した時点において、県内に1年以上引き続き居住している個人であって、県税を滞納していないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 当該使用に係る燃料電池自動車を新規登録した時点において、県内に1年以上引き続き事業所を有している法人等であって、県税を滞納していないもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの（以下「暴力団関係者」という。）</p> <p>(2) 法人等であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいるもの</p> <p>(3) リース契約等により、所有する燃料電池自動車を暴力団又は暴力団関係者に使用させるリース事業者</p>

別表2（第4条関係）

補助対象自動車
<p>以下に掲げる全て要件を満たすもの</p> <p>1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車であること</p> <p>2 第7条第1項の規定による申請をする年度に初度登録（初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。以下同じ。）された自動車（中古車を除く。）であること</p> <p>3 車検証における使用の本拠の位置及び所有者の住所（割賦販売又はリース契約等の場合にあっては、使用者の住所）が県内であること</p> <p>4 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両でないこと</p> <p>5 その他必要に応じて知事が定めること</p>

別表3（第5条関係）

補助対象経費	補助額
車両本体の購入に要する経費とし、消費税等は含まない	50万円/台